

準 備 書 面 (三)

原 告 株式会社早川書房
被 告 株式会社徳間書店
外 一 名

右当事者間の御庁昭和五六年(ワ)第四二一〇号事件について、被告株式会社徳間書店は、左記のとおり陳述する。

昭和五八年六月一〇日

右被告株式会社徳間書店訴訟代理人

弁 護 士 齋 藤 弘

右同訴訟復代理人

同 吉 田 杉 明



〒103 東京都中央区日本橋横山町三番一号
横山町ダイカンプラザ七〇四号室
電話〇三(六六四)四一〇七番

記

第一、原告の準備書面(三)に対する被告徳間の反論

一、1 出版権設定契約が成立するためには、重大な権利制限を受けることとなる著作者が出版権設定契約の効果を充分認識しつゝ、かつ設定について特別の意思表示をすることが不可欠である。かかる主張は、すでに被告徳間の準備書面(二)において詳述しているところである。

2 細井証人の証言によれば、細井自身設定・許諾の認識がなく、ま

た、被告（堀）本人尋問の結果によれば、当時被告堀は、著作権設定契約の存在すら知らず、従ってその認識もなかつたのである。よつて、著作権設定契約は成立していないこと明らかである。

三、原告は準備書面(三)において、「原則として書籍出版∥著作権設定

契約、雑誌出版∥出版許諾契約と考えるべきだ」として、半田正夫教授の論文を引用している。しかし同教授の見解は、「書籍か雑誌かによつて両者の使いわけがなされているようである」と、あくまで推測の境を出ていないのである。また、「この場合でも出版者側は著作権の設定を意識しているといつてよい」と、出版者の意思の推測のみで重大な権利制限を受ける著作者側の意思が全く考慮されていない。とにかく、同教授の論文をもつて、原則として書籍出版∥著作権設定契約と位置づけるには論理の飛躍があるといふべきで

ある。当事者が出版権設定契約であることを全く意識していない場合に、出版権設定契約が成立しないこと明らかだからである。

三 1 原告は準備書面(三)において、出版界に単行本刊行後三年以内に他社よりその著作物を刊行してはならないという慣行が存在するとし、出版担当者のコメントを例示している。

2 しかし右例示は、いずれも出版社の認識ではなく、出版担当者の個人的見解にすぎない。インタビューに応じた出版部長等は、残念ながらも出版権の設定についての意識がなく、また、「おおよそそり扱っている」位のあいまいな認識である。各インタビューで期間だけ取上げても要件不足であり、説得力に欠ける。かかる例示は、確固たる慣行が存在しないことをむしろはつきりさせていると



いえる。

3 仮りに三年について慣行ありとするも、それは権利があるからではなく、出版界における他社に対する礼讓からである。

四 原告は準備書面(三)において、出版権設定契約の成立の間接事情として、原告はすでに刷了・製本を待つばかりであった。契約もないのに出版の準備をするなどという考えられぬという。しかし右主張は、原告の準備書面(五)第二、二(四)において「原告がこれを防止すべく予定を変更して文庫本「太陽風交点」を急拠製作出版しようとした」との主張と矛盾するものであり、原告・被告堀間に出版権設定契約が成立したことを推認させうるものではない。

第三 原告の準備書面(四)に対する被告堀間の反論

一、1 原告は、ロイヤリティとは著作権使用料と考えられているのが通常であるとする。

しかし右原告の主張は、事実に反する。日本の出版界に於いて、いわゆるロイヤリティと言われているものは、著作権使用料などと厳密に意識されて使用されているのではない。それは、一次出版社に対する同業者間の「挨拶料」程度の意味で使用されているのである。その証拠に、設定契約、許諾契約の区別なく右用語のもとに支払われていること。その額やパーセントがまちまちであること。他の交換的やりかたもあること。全く払われないケースも多数あること等をあげることができる。

2 更に、原告の引用する夏目漱石復刻本事件における和解条項は、私人間の当事者の合意によるもので、法律でも判例でもないのではあ



る。かかる当事者の合意から、金員支払の性質を決定することは出来ないのである。右引用は不適當なものといわざるを得ない。

三 1 原告は、「被告徳間がロイヤリティの支払を申し出たのは、被告徳間自ら原告と被告堀との間に出版権設定契約が存在していたことを自認していたものである」とする。

2 しかし右原告の主張は、被告徳間の意図を勝手に曲解しているものである。被告徳間は、原告とのトラブル（被告堀との関係も含めて）を避けるため、礼儀をつくして「挨拶金」支払の申し出をした（支払義務の有無とは無関係に）ものである。またその後の話し合においても、被告徳間は挨拶金を支払う意向であったが、原告側で

ロイヤリティという用語にこだわっていたのでその用語の使用を拒否したものである。原告と合意できなかったのもこのロイヤリティの用語に原告がこだわったからである。

よつて、被告徳間は、原告が主張する意味でロイヤリティを支払うと申し出たことは一度もないのである。

第三 原告の準備書面(五)に対する被告徳間の反論

一、原告は、「日本S F大賞の事務局は徳間書店においており、徳間が単行本「太陽風交点」を文庫本として徳間から出版することは日本S F大賞という賞が設定されたときからの方針であつた。」と主張しているので誤解を解くため念のため以下述べる。

二、日本S F大賞の設定ならびに選考委員選任の日程等は次のとおり

である。

1 昭和五五年六月三日の日本S F作家クラブの総会において、日本S F大賞に関する規約の大綱が決された。

2 同年八月八日、日本S F作家クラブ会長小松左京氏と徳間書店の社長との間で日本S F大賞に関する覚書が取交された（「S Fアドベンチャー」昭和五五年一〇月号に写真とともに掲載）。

3 同年一〇月〜十一月
S F作家クラブ会員により候補作の推薦が行なわれた（候補作は楽書に記入昭和五五年一月一〇日事務局（当時筒井康隆氏宅）必着ということで行なわれた）。

4 同年十一月二〇日、日本作家クラブの総会で選考委員が決定された（その後選挙委員の間で選考の日程が相談された）。

以上の事実からして、日本SF大賞が設定されたときは選考委員も候補作も未定であったので、原告の主張はありえず、出版界の常識を逸した独断にすぎない。

以上